

## 牧中学校いじめ防止基本方針

平成25年6月に公布の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条に基づき、当校の実情に応じた、学校いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。  
牧中学校いじめ防止基本方針には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示す。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 総則 第2条」より

### 重大事態

- ◎いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
例えば、  
・生徒が自殺を企図した場合  
・身体に重大な障害を負った場合  
・金品等に重大な被害を被った場合  
・精神性の疾患を発症した場合  
・転校や転居を余儀なくされた場合  
などのケースが想定される。
- ◎いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### いじめが解消している状態

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
（少なくとも3ヶ月。期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
（いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者との面談等により確認する。）

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）より

## 上越市立牧中学校いじめ防止基本方針

### 【目指す生徒像】

- いじめは決して許されることのない人権侵害であることを理解し、絶対にいじめをしない。
- 自分がいじめられた場合は、保護者や友達、教職員に相談する。
- 他のいじめを発見したときは、決して見て見ぬふりをせず、すぐに先生や親に相談する。
- 自分を大切にするとともに、周囲への思いやりの心を持ち、他者の喜びや心の痛みを、その人の気持ちになって感じたり考えたりできる。
- 学校での活動だけでなく、地域における活動にも積極的に参加し、同年代の仲間だけでなく異年齢の子どもや大人と交流することで、豊かな心を育み、望ましい人間関係を築く。
- 生活の仕方や文化、ものの考え方などに違いがある人々とも進んで交流する。

### 【校内組織】

#### ★いじめ不登校防止対策委員会

…年2回（4月、3月）、その他必要とされる場合に管理職が招集する。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、主任児童委員、スクールカウンセラー

- 役割：①いじめ防止等にかかわる取組方針の具体的な対応について、企画・立案する。  
②いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な方策など、いじめ防止対策を推進する。  
③いじめ事案発生時はその対応を協議する。

#### ☆生活改善プロジェクト（生徒指導部会）

…週1回

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）

- 役割：①生徒の情報交換を行う。  
②ハイリスクな生徒への対応を協議する。  
・いじめ、不登校、自殺等に対してハイリスクな生徒を確認し、日頃からの見取りを強化する。  
・長期休業中のハイリスクな生徒への対応について協議し、全職員に共通理解を図る。  
・家庭や教育委員会等の関係機関との連携を図る。

### 【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を様々な立場で支える体制を築く。

- ・開かれた学校づくり  
…授業参観、保護者会、学校行事の公開等
- ・PTA組織との連携
- ・地域行事への教職員と生徒の参加
- ・学校関係者評価の実施

### 【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

- ・上越市教育委員会
- ・牧区総合事務所教育文化グループ
- ・児童相談所 ・牧小学校
- ・牧中学校学校運営協議会
- ・民生委員 ・児童委員
- ・上越警察署生活安全課
- ・家庭裁判所
- ・その他の関係機関

## 1. いじめの防止等の取組を推進していく基本的な考え方

いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるよう、全教職員で共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携を積極的に行っていくことも重要な課題である。いじめ防止の取組は、一過性ではなく継続して行い、学校全体で、未然防止、早期発見、即時対応にあたることが重要である。

## 2. いじめの未然防止の取組

好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加できるような授業づくり、集団づくりを行う。
  - ・授業のユニバーサルデザイン化を図り、授業改善に努め、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。
  - ・学級や学年の活動、生徒会活動、学校行事、部活動等では安心して意見を言ったり活動したりできる環境をつくる。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ・生徒会で「いじめ見逃しゼロスクール運動」に取り組むなど、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
  - ・委員会活動や部活動、地域行事への参加、（小学生も含めた）異なる学年交流の後には、互いのよさを認め合う振り返り活動を行い、信頼し合う人間関係をつくる。
  - ・あいさつ運動を進め、安心して活動できる環境をつくる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、人権教育や道徳教育を充実させる。
  - ・いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。
  - ・人権教育、同和教育を推進し、人権を尊重する意識を高める。
  - ・道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 職員のいじめを見抜く感覚を磨く。
  - ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
  - ・常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。
  - ・教職員研修の充実、いじめ相談態勢の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (5) いじめの問題について協議する機会を設け、学校、家庭、地域と連携した取組を推進する。
  - ・地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
  - ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
  - ・いじめのもつ問題性やSNS等の危険性、家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうため、保護者の研修会への参加を促し、学校・学年だよりなどでの広報活動を積極的に行う。

## 3. いじめの早期発見の取組

いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知する。おかしいと思ったら他の職員に相談する。

(1) 日常的な観察のポイント

時系列	生徒を見取るポイント
1 登校時	1 遅刻、欠席、早退が増えた。
	2 あいさつの元気がない。
2 授業時間等	3 保健室で過ごすことが増えた。
	4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりした。
	5 発言が冷やかされたり、無視されたりする。
	6 グループにするとき机を離されたり避けられたりする。
3 休み時間	7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	8 遊び仲間が変わった。
	9 プロレスなどの技をかけられている。
4 昼食時	10 仕事を押しつけられる。
	11 給食のおかずの不自然な配膳がされている。
5 部活動時	12 準備、後片付けを一人でしている。
	13 部活動をやめたいと言ってくる。
6 その他全般	14 グループ分けが決まらない。
	15 黒板、机等にいたずら書きがある。
	16 先生の近くによく寄ってくる。
	17 本人は望まないのに色々な係に推薦される。
	18 下駄箱の靴やロッカーの荷物等が乱雑になっている。

(2) 生活アンケート・いじめアンケートの実施

- ・毎月、月末に実施する。実施後は速やかに確認し管理職に報告する。
- ・気になる点がある場合は、すぐに生徒にあたる。アンケートを元に相談した場合は、その内容をアンケート用紙に記入する。アンケート用紙は卒業後3年間保存する。（保管場所：校長室）

(3) 教育相談の実施

- ・5、10月に行う。担任以外の職員と相談することもできるよう配慮する。

(4) 家庭との情報交換

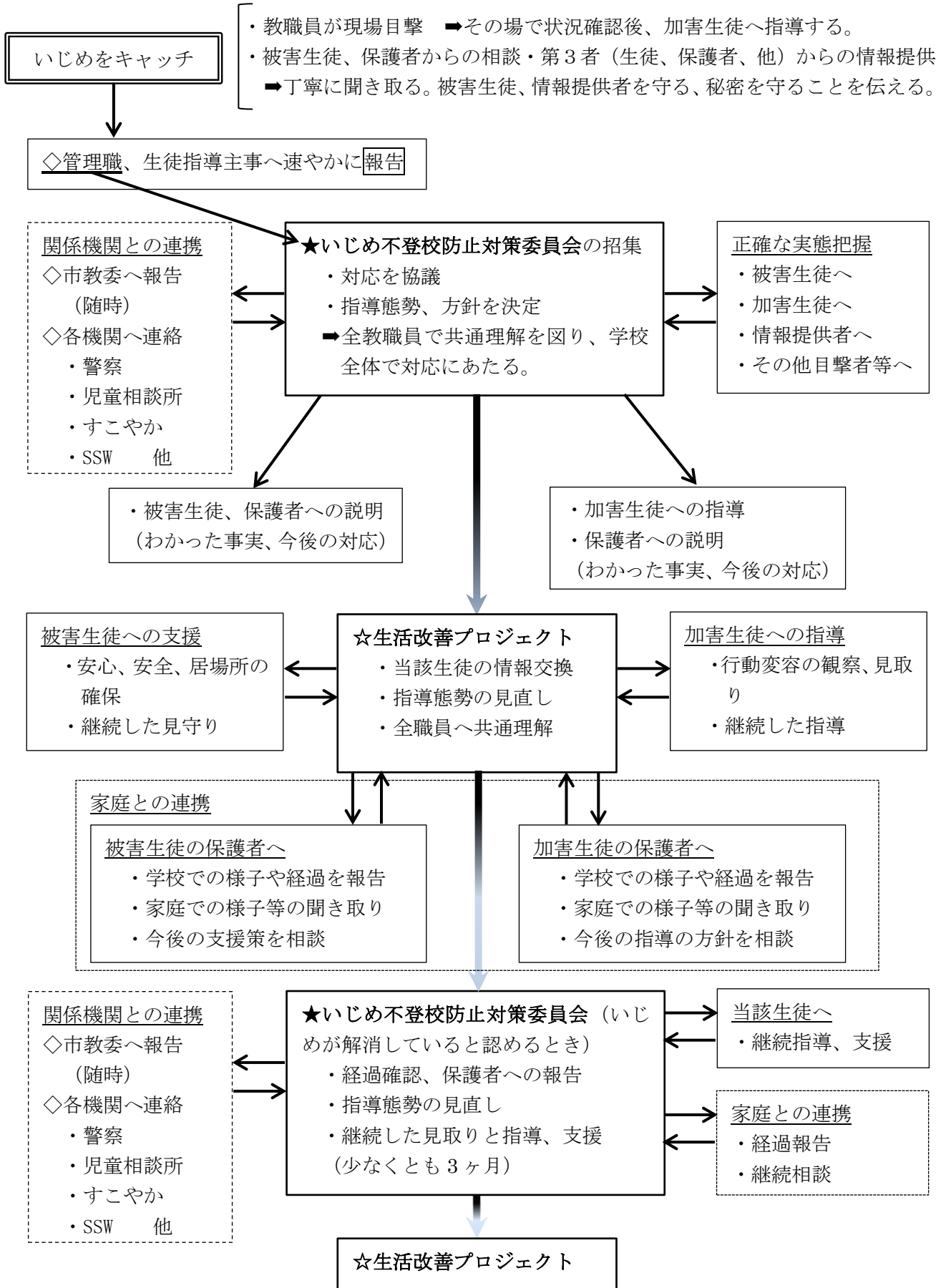
- ・「子どもとともに<sup>ワン ツー スリー</sup>1・2・3運動」を実施する。

↳ 欠席1日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く。  
 2日目：生徒の具体的な状況を電話等により把握する。  
 3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。  
 ※気になったら欠席1日、2日目でも即、家庭訪問する。

- ・いじめの発見のためのチェックポイントを共有する。

・理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがみられることがある。
・理由のはっきりしないあざやけががある。
・持ち物がなくなったり、壊されたりしている。
・家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。
・ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。
・登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。
・家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。
・友達やクラスの不平・不満を口にすることが多くなった。
・これまで仲がよかった友達との交流が極端に減った。

#### 4. いじめへの対処



## 5. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

## 6. 年間活動計画

月	行事等	アンケート 教育相談	人権教育・同和教育
4	始業式 入学式 生徒会入会式 第1回生徒総会 いじめ不登校防止対策委員会 (4/27)	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート	
5	体育祭	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート 教育相談	
6	あいさつ運動 地区大会	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート	同和教育強調月間
7	県総体 個別懇談 1学期終業式 キャリアスタートウィーク	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート ハイリスク生徒の対応検討	
8	北信越大会 全国大会 2学期始業式	生活改善プロジェクト (毎週)	
9	新人陸上大会 定期テスト① 合同駅伝大会 新人各種大会	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート	
10	あいさつ運動 地区駅伝大会 修学旅行	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート 教育相談	
11	いじめ見逃しゼロ強調月間 小中合同文化祭 県駅伝大会 総合的な学習の時間発表会	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート	同和教育強調月間
12	生徒会役員選挙 個別懇談 2学期終業式	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート ハイリスク生徒の対応検討	
1	3学期始業式 地区・県スキー大会 1・2年スキー授業 私立入試 3年定期テスト②	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート	
2	全国スキー大会 第2回生徒総会 三送会 1・2年定期テスト②	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート	
3	卒業式 公立入試 3学期終業式 いじめ不登校防止対策委員会	生活改善プロジェクト (毎週) 生活・いじめアンケート ハイリスク生徒の対応検討	